

くらしに役立つ下水道



和泉市

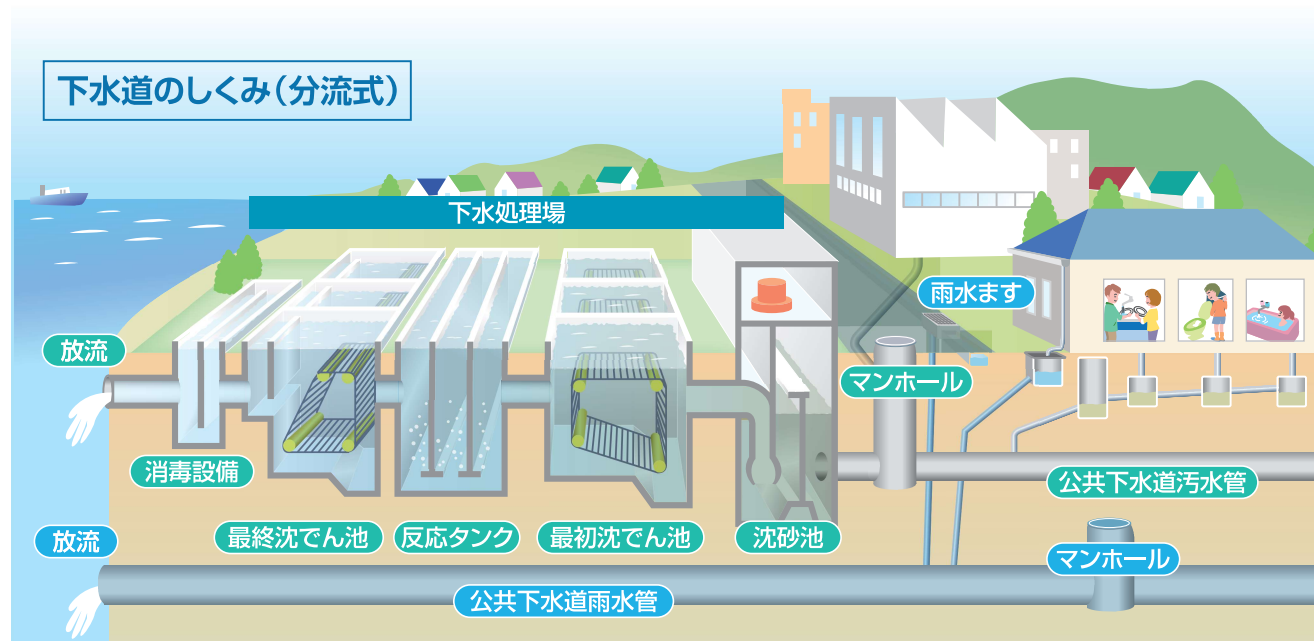


下水道について

公共下水道とは

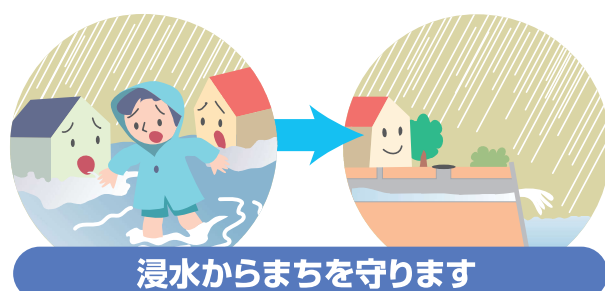
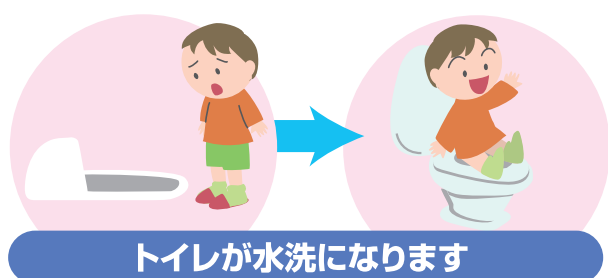
公共下水道は、わたしたちのくらしの中で生じた汚水をきれいな水に戻してから、海や川に流したり、雨水を排除して街を浸水から防ぐなど、くらしを守るたいへん重要な施設です。公共下水道は、汚水を下水処理場へ、雨水を河川等に運ぶ下水道管と、集められた汚水をきれいに処理して海や川に流す下水処理場で構成されますが、そのほとんどが地中にあるため、なかなか目に触れにくく関心が薄れがちです。

このパンフレットは、下水道整備の推進や十分な活用について理解と関心を深めていただこうと公共下水道の役割、水洗化工事、受益者負担金などについてわかりやすく説明したものです。



公共下水道の役割

公共下水道は、快適な生活環境を実現するうえで、大切な役割を果たしています。

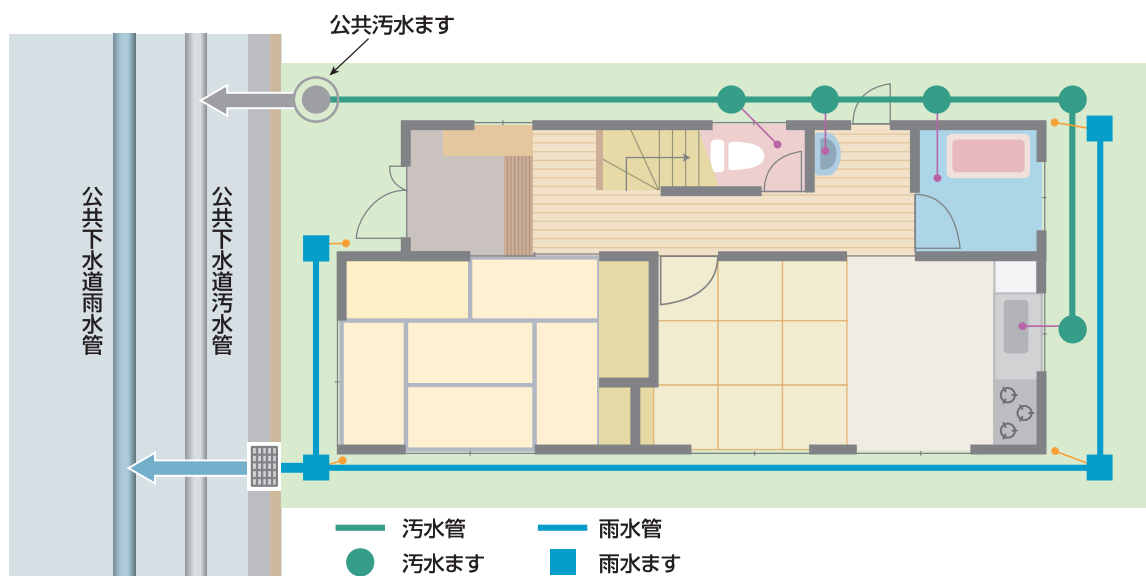


公共下水道の供用開始

公共下水道が整備され、下水処理場で下水の処理ができるようになった区域を「処理区域」といいます。公共下水道の使用ができるようになりますと対象区域の住民の方には、その旨をお知らせします。

処理区域となったご家庭では排水設備を設置し、くみ取り便所は水洗トイレに、台所、浴室などの排水も公共下水道汚水管に直接放流していただくとともに、浄化槽(し尿処理浄化槽を含む)を廃止していただきます。

排水設備工事例

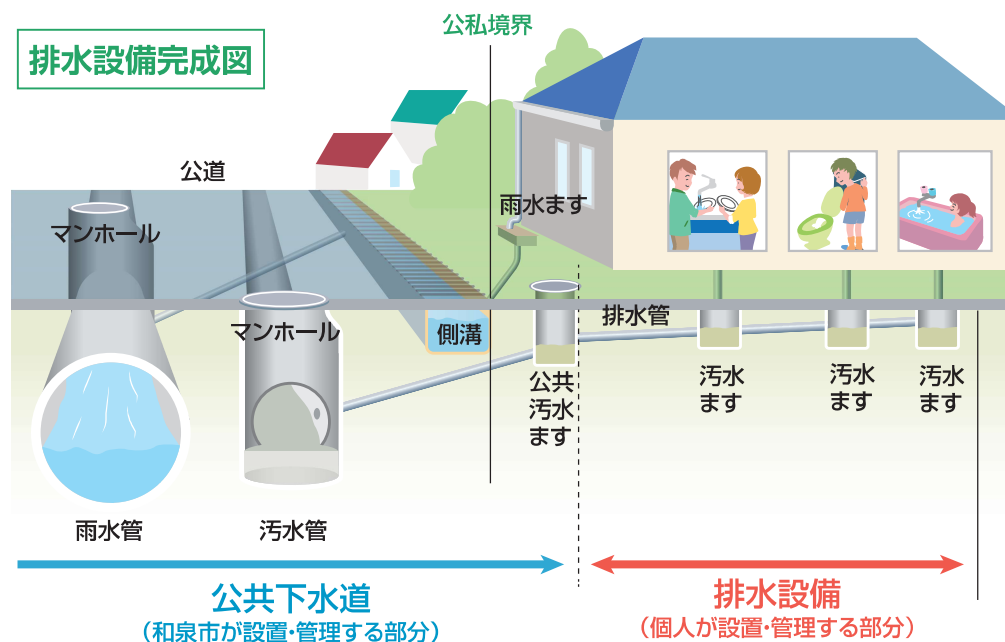


- 和泉市の公共下水道は汚水と雨水を別々に流す分流式を採用しているため、雨水管を公共汚水ますに接続することはできません。

排水設備

排水設備とは、トイレ、台所、浴室などから出る汚水を公共汚水ますに、雨水を側溝などに流すための設備で、排水管や宅地内ますなどで構成されています。排水設備は、皆さんで設置していただき、維持管理をしていただくものになります。

排水設備完成図



水洗化工事と申し込み

公共下水道が整備されたら必ず水洗化工事を

巨額の費用をかけて造った公共下水道も、皆さんに使っていただかなくては、地域の環境は良くなり、水環境も元のままになってしまいます。そこで、お住まいの地域が処理区域になりますと、法令に基づき、以下のことが義務付けられます。



よろしくお願いします。

くみ取り式便所の場合

くみ取り式便所は3年以内に水洗トイレに改造し、
台所、浴室などの排水は6か月以内に公共下水道污水管へ直接放流しなければなりません。

浄化槽(し尿処理浄化槽を含む)の場合

6か月以内に、浄化槽(し尿処理浄化槽を含む)を廃止し、
トイレ、台所、浴室などの排水を公共下水道污水管へ直接放流しなければなりません。

下水道法抜粋

(排水設備の設置等)

第10条

公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、**遅滞なく**、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3

処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から**3年以内に**、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

和泉市下水道条例施行規程抜粋

(排水設備を設置すべき期限)

第7条

下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第10条第1項の規定による排水設備を設置すべき期限は、公共下水道の供用が開始されてから**6月以内**とする。

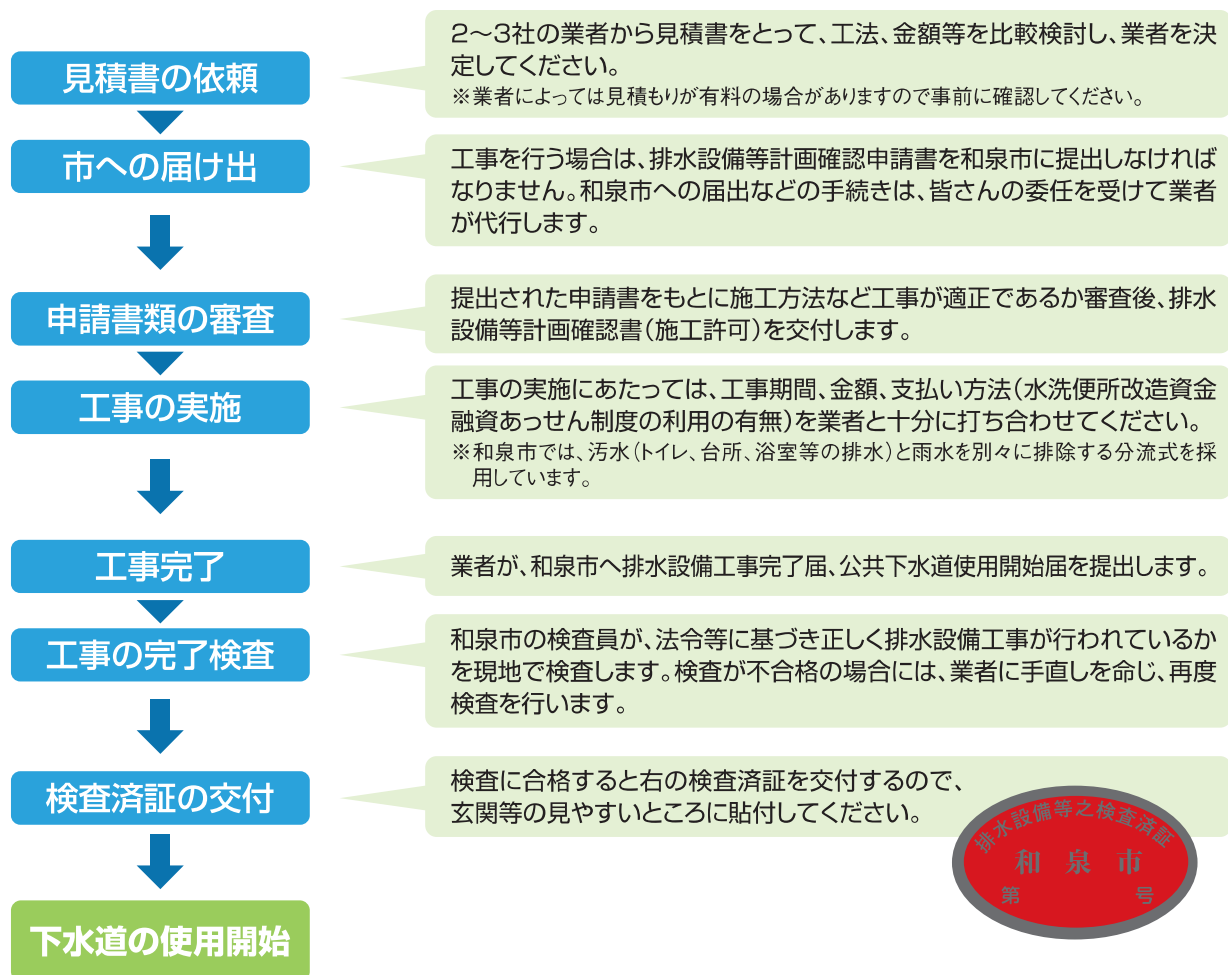


水洗化工事の申込みと施工

排水設備工事は必ず「和泉市指定排水設備工事業者」で

和泉市では、皆さんが安心して排水設備工事ができるよう、試験に合格した排水設備工事責任技術者がいることなどを条件に、和泉市が排水設備工事業者を指定する、排水設備工事業者指定制度をとっています。指定排水設備工事業者の一覧は工事のときに各戸に配布いたしますので、その中から工事業者を選んでください。

水洗化工事の計画から完成まで



無 届 工 事 に ご 注 意 !!

指定排水設備工事業者以外の業者が工事をしたものは、和泉市の基準に適合しない粗悪な工事が見られることがあり、その場合工事をやり直していただくことになります。また、水洗便所改造資金融資あっせん制度も利用していただくことができなくなりますので十分に注意してください。



水洗化の制度と助成

里道や水路敷に 公共下水道管を布設するには

里道や水路敷の多くは、沿道（隣接）の土地と一体となって道路を形成しています。このような道路に公共下水道管を布設する場合、土地の境界がはっきりしないことから、公共下水道施設が沿道（隣接）の土地を占有することがあります。そのため、このような道に公共下水道管を布設する場合には、定められた条件を満たした上で、あらかじめ沿道の方々から公共下水道布設要望書や承諾書を提出していただき、市で公共下水道管の布設工事を行います。

下水道整備課

(0725)
☎ 99-8152

私道に下水道管を布設するには （特設排水管布設制度）

本来、私道については、私費で下水道管（排水設備）を布設していただく必要がありますが、水洗化促進のため定められた要件を満たす場合に限り、公費にて私道に公共下水道管を布設する制度を設けています。

下水道整備課

(0725)
☎ 99-8152

排水設備設置補助金

排水設備の整備促進及び水洗化の普及のために、特設排水管布設制度（上記参照）に合致しない私道等で定められた要件を満たす場合、私所有地内排水設備の共有管部分の工事費に対して補助金を交付しています。

お客さまサービス課

(0725)
☎ 99-8150

浄化槽改造費助成

雨水の再利用を促進し、地下水を保全するために、公共下水道に接続することにより不要となった浄化槽を改造して雨水貯留槽等に利用しようとする場合に、助成金を交付しています。



お客さまサービス課

(0725)
☎ 99-8150

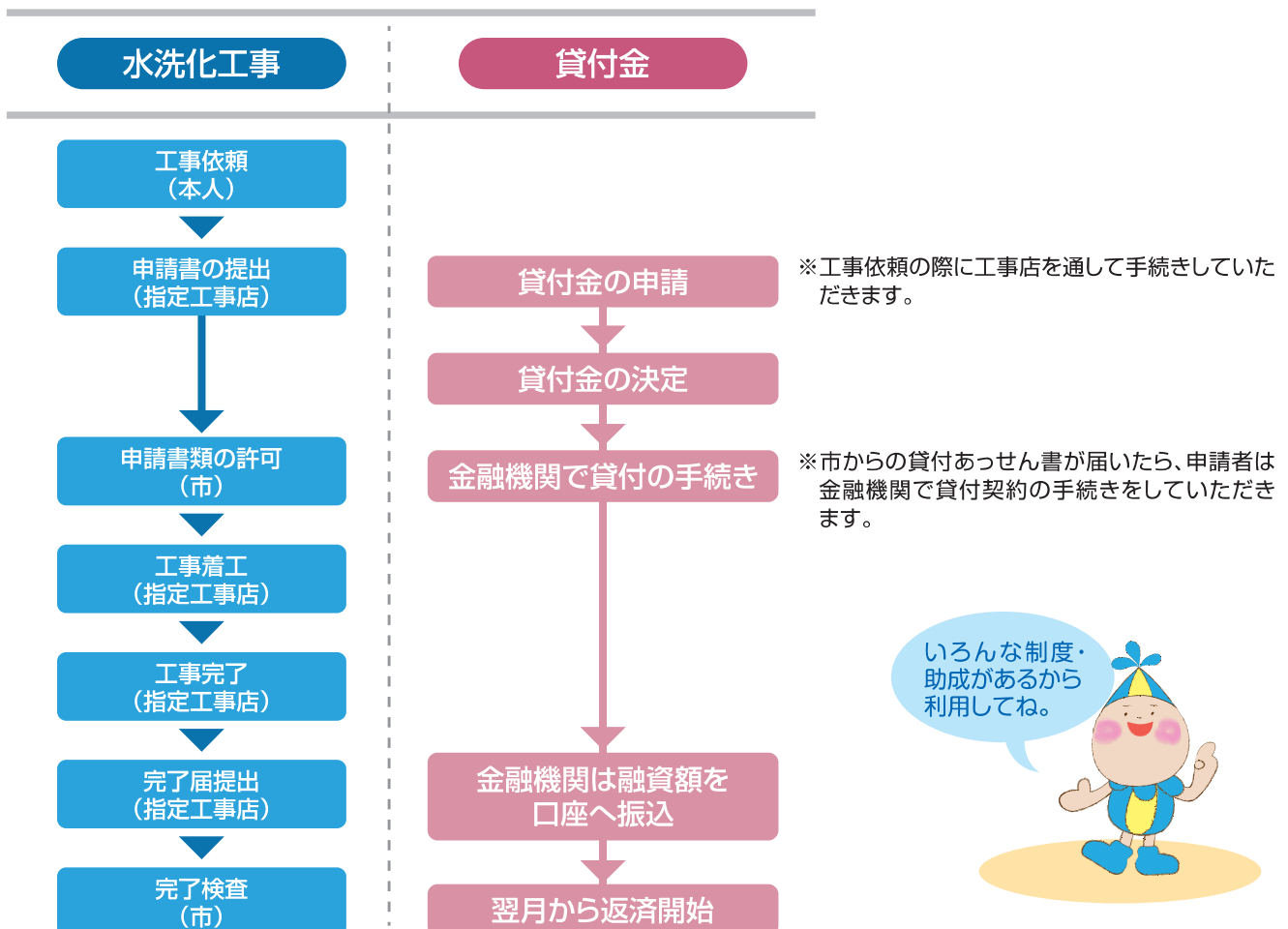
水洗便所改造資金融資あっせん制度

くみ取り等の便所を水洗便所(公共下水道に接続されたものに限る)に改造するには多額の費用が必要なため、和泉市では、改造工事費用を自己資金で一時に負担することが困難な方に改造資金の融資をあっせんしています(新築は対象外となります)。**遅滞なく償還すると、利子相当額を市が補助します。**

主な要件は以下のとおりです。詳しくは市までお問い合わせください。

融資あっせん額	70万円以内(1万円単位)
返済期限	貸付の翌月から4年(48か月)以内
返済方法	元利均等払いによる月賦償還
あっせん対象者	①独立の生計を営んでいること。 ②借入金の償還能力を有すること。 ③市府民税、固定資産税、都市計画税及び受益者負担金等を完納していること。 ④自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。 ⑤確実な連帯保証人を立てること。
取扱金融機関	(株)三井住友銀行 堺支店 (株)池田泉州銀行 和泉支店 三林支店 和泉南支店 和泉中央支店

※なお、手続きは取扱銀行にて必ず本人が行ってください。



受益者負担金について

受益者負担金制度とは

公共事業は、その受益が広く一般市民に及ぶため、その財源は主に税金(都市計画税など)によって賄われます。しかし、下水道事業のように、特定の者に対してのみ利益が生じる事業があります。そのような場合に、下水道が使えるようになり処理区域となる土地の所有者等の皆さんに、その利益の範囲内で下水道整備費の一部を負担していただくことにより、負担の衡平を図る制度が、受益者負担金制度です。

なお、**受益者負担金は固定資産税等とは異なり、土地に対して一度だけ負担していただくものです。**

受益者負担金を納めていただく区域と単位負担金額

負担区名	区域	単位負担金額(1㎡あたり)
第1負担区	大規模開発地域を除く市街化区域	400円
第2負担区	旧泉北環境整備施設組合整備区域	380円
第3負担区	市街化調整区域	500円

第1負担区、第2負担区では、**公共汚水ますの設置の有無、土地の利用形態(宅地、駐車場、田畑等)に関わらず、前面道路に公共下水道が布設された時点で受益者負担金が賦課されます。**

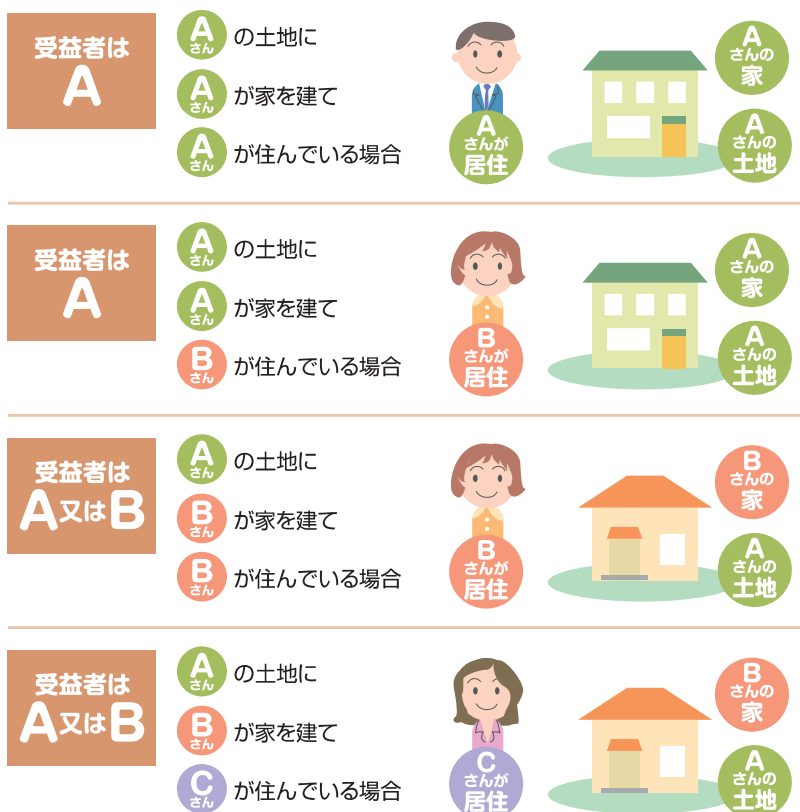
第3負担区では、**宅地(建物と一体利用していると認められる土地も含む)が対象となります。ただし、公共汚水ますを設置した土地については、建物が建っていない土地であっても受益者負担金の賦課対象となります。**

受益者の申告

毎年6月に、前年度に公共下水道を整備した区域の土地所有者の方に「受益者申告書」を送付しています。この申告書には、あらかじめ公簿に基づき土地所有者、地番、地積を記入していますのでご確認のうえ、受益者を申告してください。その土地に、地上権や賃貸借権等の権利をお持ちの方(権利者)がある場合には、土地の所有者と権利者が相談のうえで受益者を決定し、申告してください。

一般的な受益者の決め方は右記のとおりですので、参考にしてください。

(例)



納付方法

受益者負担金の納付方法には、一括納付と分割納付(3年分割、年3回で合計9回)があり、初年度の8月に、一括納入用と分割納入用(第1期から第3期)の納付書をお送りします。

① 一括納付の場合

受益者負担金を初年度の8月に一括納付すると、前納報奨金があります。前納報奨金の額は、納付日により異なり、

**8月1日から8月15日までに
一括納付した場合(前納A) 約7%**

または

**8月16日から8月31日までに
一括納付した場合(前納B) 約6.5%**

が前納報奨金として、受益者負担金額から減額されます。



② 分割納付の場合

分割納付は、3年分割、年3回で合計9回で納付していただきます。

納付書は、初年度の8月に第1期から第3期を、翌年度の8月に第4期から第6期を、翌々年度の8月に第7期から第9期をお送りします。

分割納付の場合に、受益者負担金を納めていただく期限は以下のとおりです。

期別	各年度の納期限
第1・4・7期	8月31日
第2・5・8期	10月31日
第3・6・9期	12月30日

ご注意!!

受益者負担金を納期限までに納付されない場合、納付督促を行い督促手数料が加算されると共に、延滞期間に応じて延滞金が加算されます。また、それでも、受益者負担金を納めていただけない場合には、国税徴収法の規定に基づき、財産調査等のうえ、差押を執行し、強制的に徴収することとなりますので十分にご注意ください。

受益者負担金の徴収猶予

受益者に、震災、風水害、火災などの不慮の事故が生じ受益者負担金の納付が困難な時で、一定の条件を満たした場合や、受益者負担金を納付していただく土地が農地である場合などには、申請をしていただくことで、納付が一定期間猶予されます。

詳しい条件、手続きの方法などは市までお問い合わせください。

受益者負担金の減免

社会福祉施設等、宗教法人の境内地、墓地、自治会の集会所等、生活保護受給者等は申請をしていただくことで、受益者負担金が一定割合減免される可能性があります。

詳しい条件、手続きの方法などは市までお問い合わせください。

下水道使用料について

下水道使用料

下水道管の清掃や補修及び下水処理場の維持管理や運転には、多額の費用が必要になります。これらの経費の一部を公共下水道を使用している皆さまに、流した汚水の量に応じて負担していただくのが下水道使用料です。

なお、下水道使用料は、2か月ごとに水道料金と併せて納めていただきます。

① 水道水を使用した場合

水道の使用水量に基づき、下水道使用料を算出します。

② 地下水・雨水を使用した場合

地下水・雨水についても、公共下水道に流された場合には、下水道使用料の徴収対象となります。個別に水量の認定を行いますので、市までお問い合わせください。

料金単価表(1か月)		
区分	汚水量(m ³)	1m ³ の単価(税抜)
一般汚水	基本料金	520円
	1 ~ 10	56円
	11 ~ 20	122円
	21 ~ 30	136円
	31 ~ 50	150円
	51 ~ 100	177円
	101 ~ 300	204円
	301 ~ 500	231円
	501 ~ 1,000	265円
	1,001 ~ 5,000	279円
	5,001以上	292円
浴場営業用汚水(1m ³ につき)		20円

下水道使用料早見表(2か月)

(税込)

汚水量 m ³	使用料 円	汚水量 m ³	使用料 円	汚水量 m ³	使用料 円
0	1,144	20	2,376	40	5,060
1	1,205	21	2,510	41	5,209
2	1,266	22	2,644	42	5,358
3	1,328	23	2,778	43	5,508
4	1,390	24	2,912	44	5,658
5	1,451	25	3,046	45	5,807
6	1,512	26	3,180	46	5,956
7	1,574	27	3,314	47	6,106
8	1,636	28	3,448	48	6,256
9	1,698	29	3,583	49	6,406
10	1,760	30	3,718	50	6,556
11	1,821	31	3,852	51	6,705
12	1,882	32	3,986	52	6,854
13	1,944	33	4,120	53	7,004
14	2,006	34	4,254	54	7,154
15	2,067	35	4,388	55	7,303
16	2,128	36	4,522	56	7,452
17	2,190	37	4,656	57	7,602
18	2,252	38	4,790	58	7,752
19	2,314	39	4,925	59	7,902

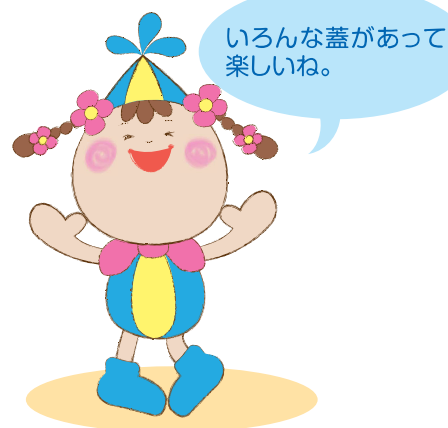
(令和元年10月1日時点)

公共汚水ますの紹介



和泉市の公共汚水ます一覧(和泉市管理)

和泉市の公共汚水ますには、ここに掲載しているもの以外にも種類があります。これらの公共汚水ますで蓋が割れている、詰まって流れないなどの問題が起きている場合には、下水道整備課(0725-99-8152)へお問い合わせください。



下水道の適正管理について

下水道は、なんでも流していいというものではありません。使い方が悪いと、下水道管がつまったり、処理経費が増えてしまいます。皆さまのちょっとした気遣いをお願いします。

**トイレは
ゴミ箱じゃないよ!!**

トイレトーパー以外の物を流さないようにしましょう!! (流せるシートなども可燃物へ)



**薬品などを
流さないで!!**

薬品やオイルなどは処理できません。適切な処理業者に出しましょう!!



**食べ残しや油を
流さないで!!**

ゴミは三角コーナーに入れ、油や汚れをふき取り、流さないようにしましょう!!



**下水道の近くに
樹木を植えないで!!**

下水道に樹木の根が入り、つまりの原因になります。定期的に確認し、根が侵入している場合は、除去しましょう!!



下水道に関する問い合わせ先

問い合わせ内容	連絡先	電話番号
• 宅内排水設備のつまり、不具合	和泉市指定排水設備工事業者にご連絡ください	
• 公共汚水ます、公道のマンホールのつまり、不具合 • 下水道管の建設工事	下水道整備課	☎ (0725) 99-8152
• 水洗化工事 • 浄化槽改造費助成 • 排水設備設置補助金 • 水洗便所改造資金融資 あっせん制度 • 受益者負担金	お客さまサービス課	☎ (0725) 99-8150
• 下水道使用料	お客さまサービス課	☎ (0725) 99-8149